



飲酒運転の根絶

～絶対に「しない！させない！許さない！」～

酒酔い運転

「酒酔い」とはアルコールの影響により
車両等の正常な運転ができない状態をいう。



5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
違反点数 35点 免許取消し（欠格期間 3年）

酒気帯び運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

呼気中アルコール濃度 0.25 mg/ℓ以上

違反点数 25点 免許取消し（欠格期間 2年）

呼気中アルコール濃度 0.15 mg/ℓ以上 0.25 mg/ℓ未満

違反点数 13点 免許停止（期間 90日）



※ 前歴及びその他累積点数がない場合

※ 「欠格期間」とは、運転免許が取り消された場合、運転免許を受けることができない期間

◇石川県における飲酒事故の発生状況（令和元年1～11月末 概数）◇

26件 死者数1人 負傷者数33人



二日酔いでも飲酒運転です。夜遅くまで飲酒した場合、翌朝になっても体内にアルコールが残っている可能性がありますので、車の運転は控えましょう！

運転者だけではありません！

周囲の方も注意をお願いします！

（飲酒運転の周辺三罪）



① 酒類の提供禁止

車を運転する人にお酒を提供してはいけません！

② 車両への同乗禁止

お酒を飲んでいる人が運転する車に

同乗してはいけません！

お酒を飲んだ人や、これから飲む人に

車を提供してはいけません！



③ 車両の提供禁止

※①～③とも、違反者には運転者同様に懲役刑、罰金刑が科せられます。

北陸三県統一 年末の交通安全運動 実施中！

期間 12月11日（水）～12月20日（金）

～ゆっくり走ろう 雪のふる里 北陸路～（北陸三県統一スローガン）



お願い

例年12月は、交通死亡事故が年間で最も多く発生する月となっています。

特に職業運転中の事故が増加する傾向にありますので、安全運転をお願いします。

◇ 県警のホームページにも掲載しています。（アドレス www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/）

◇ 毎月1日、15日（土・日・祝・年始の場合、翌平日）に新情報を配信します。

